

## 第14回 後期高齢者医療運営懇談会議事概要

日時 令和元年11月12日(火) 午後1時55分から午後3時10分まで

場所 栃木県自治会館 302会議室

出席者

・大串 重夫 委員      ・仁平 二三 委員      ・束原 勸 委員  
・高梨 晃一 委員      ・小林 敦雄 委員      ・宮崎 務 委員  
・村上 浩 委員      ・丸木 一成 委員      ・山本 正美 委員

以上9名

(欠席者: 針谷 良七 委員、前原 操 委員、植原 雅章 委員、  
大阿久 岩人 委員)

事務局

・國政 英夫 事務局長      ・眞船 稔之 事務局次長      ・弓田 昌広 総務課長  
・福田 和夫 管理課長      ・井上 源夫 給付課長      外9名

議 事

### 1 開会

### 2 あいさつ

○國政事務局長あいさつ

○委員の紹介

### 3 会長の選出

○委員の互選により、丸木一成委員を会長に選出。

○会長あいさつ

<会長>

本懇談会は公開となっておりますので、あらかじめ御了承ください。

会議録は要点筆記といたします。後日、会議録の内容は各委員に確認いただき、  
発言者の氏名を伏せた上で、当広域連合のホームページに掲載することとしてよろしいでしょうか。

ー異議なしー

<会長>

御異議ありませんので、そのように決定いたします。

それでは、これより議事に入ります。

#### 4 議題

##### (1) 後期高齢者医療制度の運営について

###### <事務局説明>

配布資料に沿って、

①後期高齢者医療制度の概要

②事業の実施状況

について事務局より説明。

併せて、台風19号による被害への対応、及び昨年度の運営懇談会で質疑のあった薬剤師会との連携等について対応状況を報告。

###### ・台風19号による被害への対応

災害救助法が適用された市町に住所を有する被保険者が、医療機関等を受診する場合、被害状況等を医療機関の窓口で申告することで、一部負担金が免除となる。(期間は、令和2年1月末まで。)

また、保険料の減免について、国から保険料減免に係る財政支援の基準が示されたことから、当広域連合においても、必要な要綱を整備し対応予定。

###### ・薬剤師会との連携

令和元年度より、多剤・重複服薬者に対する適正服薬を促す取組を開始し、宇都宮市をモデル地域として、栃木県薬剤師会に委託し実施している。

###### <会長>

ただいまの説明について、御意見、御質問などはありますか。

###### <委員>

栃木県は平均所得が低いわけではないが、全国の順位を見ると保険料の収納率がかなり低くなっています。収納率が低い要因はどのような理由でしょうか。

###### <事務局>

後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる年金の額の2分の1を超える場合、それまで特別徴収であった被保険者が普通徴収に切り替わることとなります。この際の納付漏れが影響しているのではと考えています。

収納事務については、市町の事務となりますので、市町と連携し、収納率の向上に努めてまいります。

###### <委員>

保険料の納付は健康保険加入者にとって大前提であるので、よろしく申し上げます。

###### <会長>

収納率について、市町ごとに差はありますか。

###### <事務局>

差があるのが現状です。市町間で公平性を欠いてしまうことにもなるため、市町と連携し、収納率の向上に努めてまいります。

<会長>

他に御意見、御質問はございますか。

<委員>

昨今ヘルスリテラシーの向上や普及が求められています。先の説明で平成30年度の実施状況は確認しましたが、今後の新しい事業について教えてください。

<事務局>

介護予防の一体的な取組、歯科衛生士との連携、口腔に関する相談、糖尿病の重症化予防、多剤・重複服薬者に対する適正服薬を促す取組を今後行う予定です。

<委員>

資料1の21ページにある歯科健康診査事業について、図表29に記載されていない市町については、この事業を行っていないということでしょうか。

<事務局>

記載されていない市町については、この事業を行っていません。

広域連合としては、全市町の実施を目標としています。

<事務局>

この歯科健康診査事業は被保険者が76歳になった際に行っています。

<委員>

歯周病予防等、歯科健康診査事業の拡大に努めていただきたいと思います。

<委員>

令和元年度に歯科健康診査事業を開始した市町はありますか。

<事務局>

今年度から壬生町が開始しました。これで歯科健康診査事業に取り組んでいる市町は15市町となりました。

<会長>

他に御意見、御質問はございますか。

栃木県の医療費について、全国と比較すると低い傾向にありますが、理由を教えてください。

<事務局>

入院が多い場合、その件の医療費は高額になる傾向があります。

資料1の11ページにあるとおり、栃木県は入院の割合が全国平均よりも低いため、全国と比較すると医療費が低くなっていると考えます。

<会長>

入院の割合が全国平均より低いということですね。

それでは他に御意見、御質問はございますか。

—特になし—

<会長>

よろしければ次に進みます。

続きまして③その他の一つ目・第7期（令和2・3年度）の保険料について、事務局から説明をお願いします。

<事務局説明>

第7期（令和2・3年度）の保険料について、事務局から説明。

令和2・3年度（第7期）の保険料率について、算定のスケジュールや算定方法について説明。

・算定のスケジュールについて

今後、保険料率の試算を重ね、12月の診療報酬の改定率や、厚生労働省からの基礎数値を基に、保険料率の算定を行い、来年2月の広域連合議会定例会に提案することとしている。

・算定方法について

まず費用項目の5項目の見込額を算出する。

次に、収入項目として、負担割合に応じた、国・県・市町の公費負担金や、現役世代からの支援金などの見込額を算出する。それを差し引いた「保険料必要額」を算出し、予定収納率で割り戻したものが、賦課総額となる。

最後に、算出された賦課総額を均等割総額と所得割総額に按分し、2か年分の被保険者数や総所得額に応じた均等割額・所得割率の保険料率を算定する。

<会長>

ただいまの説明について、御意見、御質問などはありますか。

料率算出の方法について説明がありました。このような計算により料率が決定されているということで御理解ください。

<会長>

よろしければ次に進みます。

続きまして③その他の二つ目・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた取組について、事務局から説明をお願いします。

<事務局説明>

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた取組について、事務局から説明。

法改正によって、令和2年4月から広域連合が高齢者保健事業を行うに当たっては、市町村との連携の下に、市町村が実施する、国民健康保険法に規定する保健事業及び、介護保険法の規定による地域支援事業と一体的に実施するものとされた。

また、高齢者保健事業を行うに当たり、広域計画に基づき市町村に実施を委託することができることとされたため、広域計画の変更について検討する。

我が国の医療保険制度においては、75歳に到達すると、それまで加入していた国民健康保険等から、後期高齢者医療制度の被保険者に異動することになる。この結果、保健事業の実施主体も市町村等から広域連合に移ることとなり、74歳までの国民健康保険の保健事業と後期高齢者医療制度の保健事業が適切に接続されていないのが課題であった。また、医療保険とは別に、介護予防の取組が実施されており、健康状況や生活機能の課題に一体的に対応できていないという課題があった。

このような課題に対し、市町村は、市民に身近な立場からきめ細やかなサービスを提供することができ、介護保険や国民健康保険の保険者であるため保健事業や介護予防についてもノウハウを有していることから、高齢者の心身の特性に応じてきめ細やかな保健事業を進めるため、個々の事業については市町村が実施できるよう、法整備が行われた。

なお、国の健康寿命延伸プランでは、令和6年までに全ての市区町村において一体的な実施を展開するとされていることから、早急に実施できるよう、市町と連携を図りながら取組を強化していく。

<会長>

ただいまの説明について、御意見、御質問などはありますか。

これまでの保健事業と何が異なるのでしょうか。

<事務局>

市町が国保で行っていた保健事業が75歳で途切れてしまうので、市町が主体となり、介護と一体となった75歳以降の保健事業を行う、という点が今までの保健事業と異なっています。

<委員>

歯科健康診査事業を行っていない市町は広域連合からの財政支援はあるが、人手不足により実施ができていないのではないかと思います。

市町に対し、人手に関する配慮を要するかと思いますか、いかがでしょうか。

<事務局>

人手に関する支援については、当該事業に関する医療専門職に対する人件費を支援することで対応したいと考えています。

なお、国としては当該事業を来年度から実施するとのことですが、市町側で介護や保健事業全体の組み直しを要することから、全ての市町で来年度から、一斉に当該事業を実施するということは難しい状況にあるものの、まずはモデル事業を提示し、情報提供に努めながら、市町との連携を強化していきたいと考えています。

<会長>

今後、そのような形で事業を進めていただければと思います。

他に何かございませんでしょうか。

ないようですので次に進みます。

## (2) 健康づくり体験談優秀作品の選定について

<会長>

それでは、健康づくり体験談優秀作品の選定について事務局の説明をお願いします。

<事務局説明>

- ・「健康づくり体験談」募集事業の概要について
- ・評価結果について

○評価結果集計表を配布

<会長>

ただいま事務局から、募集概要と評価結果について説明がありましたが、優秀作品の選定については点数に従って順位を決めてよろしいでしょうか。

—異議なし—

それでは、最優秀作品と、各部門から優れた作品である優秀作品については評価結果のとおりとします。

続いて佳作の選定方法ですが、これについては、内容が甲乙つけがたいものなので、優秀作品の選考から外れた7作品は、すべて佳作としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

<会長>

それでは、佳作については7点とします。

これで「健康づくり体験談優秀作品の選定」について終わりにします。

(3) その他

<会長>

議題以外について何かございますか。

—特になし—

<会長>

事務局からは何かございますか。

<事務局>

本日は、長時間にわたり協議いただき、貴重な御意見等いただきまして、ありがとうございました。

また、「健康づくり体験談」の優秀作品を選定いただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。選定いただきました優秀作品につきましては、受賞された方々に、当広域連合から賞状と記念品を贈呈させていただきます。

当広域連合といたしましては、今後も被保険者の方々の健康管理の一助となるような事業を行って参りたいと存じますので、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

<会長>

それでは、以上をもちまして、本日の議事については全て終了いたしました。

なお、今回の懇談会におきまして、委員の皆様からありました御意見御要望については、事務局において検討いただき、この制度の運営にぜひ活かしていただきたいと思っております。

御協力ありがとうございました。

ここで、進行を事務局へお返しいたします。

#### 4 閉会